

令和2年度事業計画

1 基本方針

(1) 現状認識

令和元年版高齢社会白書によると、我が国の総人口は、平成30(2018)年10月1日現在、1億2,644万人となり、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに長期の人口減少過程に入っている。

65歳以上の高齢者人口は、3,558万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は28.1%となった。また、高齢者人口のうち、「65歳～74歳人口」は1,760万人で総人口に占める割合は13.9%、「75歳以上人口」は1,798万人で、総人口に占める割合は14.2%であり、65歳～74歳人口を初めて上回った。

65歳以上人口と15～64歳人口の比率をみると、昭和25(1950)年には1人の65歳以上の者に対して12.1人の現役世代(15～64歳の者)であったのに対して、平成27(2015)年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、令和47(2065)年において、1人の65歳以上の者に対して1.3人の現役世代という比率になると推計されている。

こうした中、政府は、昨年12月、「全世代型社会保障検討会議中間報告」を公表した。同報告は、急速に進む少子高齢化の下、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者が働くことができる環境を整備し、生涯現役で活躍できる社会を創ることの重要性を指摘している。また、同報告は、現在65歳までとされている企業における雇用確保措置を70歳まで延伸する措置の導入を提唱しており、その実現のため法案を提出することとしている。

また、法制化に向けて検討を行ってきた労働政策審査会は、同じく昨年12月、厚生労働大臣に対して建議を行い、建議の中で、法的整備の必要性のほか、シルバー人材センターなど地域の関係者による多様な就業機会の確保・提供等についてもより一層取り組む必要があると指摘している。

このように少子高齢化の進展に伴い、将来に必要な労働力人口が減少することが懸念される中で、働く意欲のある高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっており、今後ともシルバー事業の重要性とシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待も一層大きなものになっている。

(2) 重点的な取り組み事項

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会(以下、「兵シ協」という。)としては、平成30年度に策定した「兵庫県シルバー人材センター中長期計画後期5ヶ年計画」(以下、「中長期計画」という。)の着実な実現に取り組むことを基本として、シルバー人材センター(以下、「センター」という。)と連携・協力し、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、以下の事業に重点的に取り組むことにより、地域におけるセンターの存在感を高め、連合としての役割と責任を着実に果たしていく。

① 中長期計画の着実な推進

中長期計画推進委員会において、新たに策定した平成 30 (2018) 年度からの 5 か年を計画期間とする「中長期計画」の進捗状況を検証するとともに、取組みの見直し等を行い、着実に推進する。

また、同委員会に設置した作業部会において、事務集中化事業の 5 か年間の検証を行うとともに今後の進め方について検討する。

② 会員の拡大

喫緊の課題である会員拡大については、女性を重点とした入会促進と合わせて女性に適した就業先の開拓に取り組む。

また、団塊の世代はもとより、企業退職（予定者）層など対象を絞った入会促進に積極的に取り組むとともに、退会者の抑止にも努める。

③ 就業機会の拡大

今後成長が期待される分野である家事援助、子育て支援にかかる事業の拡大や地方自治体の期待も高い介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という。）、また、全国的な広がりを見せている空き家管理にかかる事業など身近な地域におけるニーズへの取り組みを進めるとともに、内閣府が進める放課後児童クラブにおける育児支援事業にも取り組む。

また、派遣事業への取組み強化が求められるなか、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業先を開拓するなど、シルバー派遣事業での着実な就業機会の拡大に努める。

④ 安全就業の推進

シルバー事業においては「安全は全てに優先する」との基本姿勢の下、安全確保の基本となる作業手順の再確認、励行などによる重篤事故の撲滅を目指して、兵シ協とセンターが一丸となって就業中のみならず就業途上での事故防止に取り組み、徹底した安全対策の強化を図る。

また、近年の損害賠償責任事故等の増加に鑑み、その防止に向けて、会員の意識向上に結びつく普及啓発活動やペナルティー制度の導入に取り組む。

⑤ 適正就業の推進

シルバー会員の働き方の重要な指針である「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を推進するため、その周知・徹底に努める。また、ガイドラインの遵守等点検を確実に実施するため、センターから受注リストの提出を求め、兵シ協にて点検・指導を行う。

⑥ 高齢者の活躍に向けた人材の確保・育成

高齢者や企業・官公庁退職予定者及び企業・官公庁に対して、センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深めて、高齢者がセンターに興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行うことにより、センターの新規会員、新たにセンターを活用する企業を増加させる。

2 具体的事業内容

(1) 中長期計画推進事業

中長期計画を着実に実行するため、「中長期計画推進委員会」において、実施状況を点検、評価し、必要な取組みの検討を行う。

- ア 中長期計画の周知と着実な実施
- イ 第2次会員百万人達成計画の推進
- ウ 女性会員の加入促進と就業機会拡大のため、新総合事業など、女性会員拡大に向けての対策の検討、実施
- エ 放課後児童クラブにおける育児支援事業など成長が期待される分野における実態の把握及び情報の提供
- オ シルバーフェスティバルの開催などシルバー事業の積極的な周知、普及啓発活動の実施
- カ 作業部会での事務集中化事業の検証と今後の進め方についての検討

(2) 就業機会開拓事業

請負、派遣を問わず、その経験、能力を十分に活用できる就業先を確保することによって、就業機会の拡大と会員の確保・拡大を図る必要がある。

そのため、シルバー派遣事業の派遣元として派遣就業先開拓に取り組むとともに、各センターが地域のニーズに応じて、高齢者の豊かな知識・技能を活かす就業機会の確保への取組みを積極的に支援する。

- ア 中長期計画推進委員会における就業開拓の検討（再掲）
- イ 「県民だよりひょうご」等の広報紙・誌の配布業務の推進
- ウ 会員の技能・知識・能力を活かせる業務開拓への支援、とりわけシルバー派遣事業の派遣元としての取組みの強化
- エ 独自事業のホームページでの紹介や各種イベント、行事等での紹介

(3) 安全・適正就業推進事業

安全の確保、とりわけ重篤事故の撲滅に重点的に取り組むとともに、不適正な就業の根絶に向けて、適正就業ガイドラインを周知・徹底するなど、「安全・適正就業推進委員会」において、以下の事業について実施する。

＜安全就業について＞

- ア 就業中、就業途上を問わず事故ゼロ運動の励行、とりわけ重篤事故撲滅に向けた取組みの実施
- イ 安全パトロールの実施
- ウ ペナルティー制度等の導入に向けた支援
- エ 損害賠償責任事故の減少に向けた取組みの実施
- オ 高齢運転者等に係るガイドラインの活用
- カ 安全就業推進員等研修会の実施
- キ チェックリストによる就業現場の点検
- ク 運転業務に係る安全就業基準の周知・徹底

<適正就業について>

- ア 適正就業ガイドラインの周知・徹底
- イ 受注リストによる就業内容の点検・改善
- ウ 適正就業推進研修会の実施

(4) シルバー派遣事業

高齢者の多様な働き方の選択肢を確保するとともにシルバー派遣事業の適正化を推進するため、「シルバー派遣事業運営委員会」を開催するとともに、センターと緊密な連携を図りながら事業を実施する。

また、シルバー派遣事業の拡大が求められていることから、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業に繋げるなど着実な就業先の拡大を支援する。

- ア 県内事業等の本社部門への働きかけによる派遣就業先の確保、拡大
- イ センターとの連携による、高齢者活躍人材確保育成事業の受講者等に対する派遣就業先の確保支援
- ウ 高齢法第 39 条に基づく業務拡大への適切な対応
- エ 派遣会員への教育訓練等の計画的な実施
- オ 派遣業務アドバイザーによる助言・指導
- カ シルバー派遣事業実務担当者研修会の実施
- キ キャリアコンサルティング担当者研修会の実施
- ク シルバー派遣事業における事務の集中化の検討

(5) 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する会員および会員以外の地域の高齢者に職業を紹介し、高齢者の雇用機会の拡大を図るため、助言・指導、研修等を行う。

(6) 指導相談事業

センターが公益法人として相応しい事業運営を実施するために、効率的な組織運営、健全な経理体制、適正な事業活動など課題の解決に向けた助言・指導を行う。

- ア 個別訪問指導による助言・指導
- イ ブロック会議、各種研修会への参加を通じての助言・指導
- ウ 顧問公認会計士、税理士による個別相談
- エ 派遣業務アドバイザーによる助言・業務（再掲）

(7) 普及啓発事業

県民、事業所、行政などに、シルバー事業についての理解と協力を得るため、休止していたシルバーフェスティバルを復活させるほか、次の普及啓発事業を計画的に実施する。

- ア 事業推進大会の開催
 - ・ 開催日： 令和 2 年 10 月 30 日（金）
 - ・ 開催場所： 神戸新聞松方ホール
 - ・ 内 容： 表彰、事例発表、講演 等

- イ ふれあいフェスティバル（阪神北地域）への参加
 - ・ 開催日： 令和2年10月24日（土）～25日（日）
 - ・ 開催場所： 阪神北地域（三田市）
- ウ シルバーフェスティバルの開催
 - ・ 開催日 令和2年11月7日（土）～8日（日）（予定）
 - ・ 開催場所 神戸デュオドーム
 - ・ 内 容 シルバー人材センターの普及啓発のためのイベント
手芸品、農作物の即売、女性向けセミナー、シンポジウム等
- エ 各種広報・啓発資料の作成・配布
 - ・ 「兵シ協だより」の発行（ホームページでも公開）
 - ・ センターの啓発用リーフレット
- オ ホームページを活用した広報
- カ テレビ放映による普及啓発
- キ シネアドによる普及啓発

(8) 調査研究事業

ア 事業実績の調査、分析

シルバー事業の発展に資するため、シルバー事業の実績を調査、分析し、「データで見る兵庫県のシルバーパワー」として情報提供（ホームページでも公開）

イ 中長期計画推進のための調査、分析

中長期計画推進委員会において、実施状況を点検・評価し、計画について必要な取り組みを検討し、翌年度の事業実施に反映するため、基本目標及び数値目標達成のため基礎資料として委員会に提供する。

(9) ひょうご生涯現役促進事業

今後の労働力人口の減少と企業の人手不足への対策として、高齢者の就労促進を図るため、神戸市を除く9つの県民局及び8つのセンターに「高齢者就労相談窓口」を設置し、高齢者のニーズに対応する多様な働き方を相談・提案する。

(10) 高齢者活躍人材確保育成事業（高齢者雇用等支援事業）

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、高齢者や企業等に対して、センターを積極的に周知・広報して、就業体験や技能講習を行うことにより、センターの新規会員、新たにシルバーを活用する企業を増加させる。

また、現にセンター会員であるが、新たな分野で活躍を希望している会員や実際の就業に今一步踏み出せない会員に対して、就業体験及び技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。

更に、兵シ協を中心とした、労使団体、兵庫県、兵庫局等が一体となった連絡会議を開催し、地域におけるセンターの更なる活用促進に取り組む。

ア 多様な広報媒体を活用して、高齢者やシルバー事業に関心ある事業主に対しての周知・広報

イ センターとの連携による高齢者及び事業主のシルバー事業に対するニーズの把握

- ウ センターへの入会希望者を対象としたセミナー、シンポジウムの開催及び広報
- エ 就業意欲のある高齢者やシルバー事業の活用に関心のある事業主を対象にした就業体験の実施
- オ 現センター会員に係るスキルアップ就業体験の実施
- カ 新たにセンターでの就業を希望している高齢者を対象に技能講習の実施
- キ 現センター会員に係るスキルアップ技能講習の実施
- ク 地域におけるセンターの更なる活用促進を目指す連絡会議の開催

(11) 研修事業

シルバー事業の健全な発展を図るため、センターの役員及び各階層の職員を対象とした研修を実施する。

研 修 名	開催予定日	対 象 者	人数
[階層別]			
役員研修会	12月	役員	60人
役職員研修会(定時総会後)	6月	役員、事務局長	50人
新任役員・事務局長研修会	7月	新任役員・事務局長	50人
監事研修会(2年に1回) ※令和2年度は無し	7月	監事	50人
職員研修会	11月	職員等	50人
[分野別]			
適正就業推進研修会	11月	業務担当職員等	60人
シルバー派遣事業実務担当者研修会	9月	〃	60人
安全就業推進員等研修会	7月	〃	60人
キャリア・コンサルティング担当者研修会	2月	〃	50人

(12) 法人としての一般事業

- ア 定時総会 令和2年6月8日(月)
- イ 理事会 四半期ごとに開催
- ウ 監事監査 令和2年5月8日(金)